

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<p>2030年度の「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。）実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した中長期的な計画に基づく又は複数の事業者が連携して行う省エネ取組に資する省エネ設備投資や②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る本税制について、中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者を拡大の上、対象設備を追加した上で、適用期限を2年延長する。</p> <p>○現行制度の概要</p> <p>1. 中長期的な計画に基づく省エネ投資          青色申告書を提出する個人・法人であって、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）上の事業者クラス分け評価制度（※1）において直近2年度で連続してSクラス評価を受けた特定事業者等（※2）が、中長期計画書に記載された設備等を平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%（中小企業事業者等のみ）が適用できる。</p> <p>2. 連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資          青色申告書を提出する個人・法人であって、連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者が、認定を受けた連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画に記載された設備等を平成30年12月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%（中小企業事業者等のみ）が適用できる。</p> <p>※1 事業者クラス分け評価制度とは、省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けするもの。          ※2 特定事業者等とは、省エネ法の特定事業者、特定連鎖化事業者及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する加盟者をいう。</p> <p>○要望内容          中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加した上で、適用期限を2年延長する。</p>		
関係条文	<p>所得税          （租税特別措置法第10条の2）、（同法施行令第5条の4）、（同法施行規則第5条の7）</p> <p>法人税          （租税特別措置法第42条の5、第68条の10）、（同法施行令第27条の5、第39条の40）          （同法施行規則第20条の2）</p>		
減収見込額	[初年度] 0 ( ▲1,970 )	[平年度] 0 ( ▲1,970 )	[改正増減収額] - (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で 2030 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通し実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばである。また、事業者単体による省エネが限界に近づいていることから、サプライチェーンなどで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>このような中、平成 30 年 4 月に工場等判断基準を改正して、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すとともに、平成 30 年 12 月に施行された改正省エネ法において、連携省エネルギー計画の認定制度を創設し、規制的措置の中で省エネを促進する環境整備を行っている。</p> <p>また、平成 30 年度の省エネ法改正により「認定管理統括事業者制度」が創設されたため、本税制の対象として、「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」を、省エネ法の規制対象事業者に新たに追加する。</p> <p>省エネ法の規制対象事業者等に対して、①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資や②個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資について、税優遇措置を延長することによってその実施を強力に促進する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり
	政策の達成目標	エネルギーミックスに掲げられた、各部門の 2030 年度時点における省エネルギー目標（原油換算）の実現。 産業部門：1,042 万 kl 業務部門：1,226 万 kl 運輸部門：1,607 万 kl
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	税制措置終了年度である令和 3 年度末において、各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する。 産業部門：521 万 kl 業務部門：613 万 kl 運輸部門：804 万 kl ※線形で推移すると仮定した場合の推計値。 ※上記省エネルギー量は、レファレンスケースと省エネ徹底ケースの差分。
政策目標の達成状況	平成 29 年時点における、各部門の省エネルギー量（原油換算） 産業部門：239 万 kl 業務部門：253 万 kl 運輸部門：362 万 kl	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 2 年度、3 年度ともに以下のとおり。 ○中長期的な計画に基づく省エネ投資 適用件数：197 者／年（見込み） 推計方法：原単位が 7%以上改善している特定事業者を定期報告データより算出。  ○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資 ＜工場等連携＞ 適用件数：20 者／年（見込み） 推計方法：エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間において行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。 ＜荷主連携＞ 適用件数：220 者／年（見込み） 推計方法：平成 30 年 12 月施行の省エネ法改正により特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和 2 年度、3 年度ともに以下のとおり。 ○中長期的な計画に基づく省エネ投資 省エネ量 3.7 万 kl／年（見込み） ○連携省エネルギー取組 ＜工場等連携＞ 省エネ量 1.8 万 kl／年（見込み） ＜荷主等連携＞ 省エネ量 3.0 万 kl／年（見込み）

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○予算措置（令和元年度） 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（平成 31 年度予算額 551.8 億円）のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算は、省エネポテンシャルが大きい中小企業等を中心に支援しているが、本要望の中長期的な計画に基づく省エネ投資では、相当程度省エネに取り組んでいる事業者を対象としている。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進する必要がある。	
	要望の措置の妥当性	省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資について、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措置によって後押しを行うことは効果的。 省エネ余地が少なくなる中、平成 30 年 7 月に提出された中長期計画書に記載された投資計画は、前年度比減少しているものの、2 年連続して S クラスとなった事業者が記載した本税制対象設備については 10% 程度増加。令和元年度以降にこれらの計画が実施される見込み。また、連携省エネについても事業化を進めている案件がでてきており、本税制による投資促進効果がある。	
		ページ	9—4

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 30 年度の適用実績は、以下のとおり。  ○中長期的な計画に基づく省エネ投資  適用件数…35 件  申請書に記載された設備の総額…31.8 億円  事業者の計画準備のための期間が想定以上に長期に及んでいるため、適用初年度は上記実績となっている。</p> <p>○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資  適用件数…0 件  改正省エネ法の施行が平成 30 年 12 月であったため、上記実績となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>省エネ余地が少なくなる中、平成 30 年 7 月に提出された中長期計画書に記載された投資計画は、前年度比減少しているものの、2 年連続して S クラスとなった事業者が記載した本税制対象設備については 10% 程度増加。令和元年度以降にこれらの計画が実施される見込み。また、連携省エネについても事業化を進めている案件ができており、本税制による投資促進効果がある。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>税制措置終了年度である平成 31 年度末において、各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する。  産業部門：405.2 万 kl  業務部門：476.8 万 kl  運輸部門：624.9 万 kl  ※線形で推移すると仮定した場合の推計値。  ※上記省エネルギー量は、レファレンスケースと省エネ徹底ケースの差分。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 29 年時点における、各部門の省エネルギー量（原油換算）  産業部門：239 万 kl  業務部門：253 万 kl  運輸部門：362 万 kl</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 30 年度創設</p>